

京都府営水道ビジョンの改訂について

平成28年9月
環 境 部

1 背景・目的

- 京都府営水道ビジョン（以下「ビジョン」という）は、府営水道が取り組むべき様々な課題の解決に向けた指針として、平成24年度に策定。
- 策定から2年後に示された経営審議会答申（平成26年11月）において、府営水道と受水市町の施設全体のアセットマネジメントや業務の共同化など、これからの府営水道のあり方について課題が示された。
- これら情勢の変化に対応するため、策定から5年が経過する平成29年度に向けて、現行ビジョンの検証・見直しを行う。

2 主な改訂内容

これまでの取組を検証・評価して、今後5年間の取組方策を示す。なお、検討にあたっては、府域全体の水道事業の将来展望を示す「京都水道グランドデザイン（仮称）」との整合性を図る。

- (1) 府営水道と受水市町との連携や将来のあり方について
- (2) 将来の水需要に対応した適正規模（府営水道・受水市町）について
- (3) 現行ビジョンにおける取組の検証及び見直し

3 計画期間

改訂対象期間：平成30～34年度
（全体計画期間：平成24～34年度）

4 「京都府営水道ビジョン検討部会」の設置

第5回京都府営水道事業経営審議会（平成28年8月29日開催）における承認を得て、部会を設置済。

- ・部会委員：委員名簿のとおり
- ・期間：平成28～29年度
- ・開催：計5回程度

5 スケジュール

平成29年度末策定

28年度：検討部会の設置
現行ビジョン検証等

29年度：パブリックコメント実施、最終とりまとめを経て公表

京都府営水道ビジョン検討部会について

1 部会の設置

京都府営水道経営審議会の下に、前回の府営水道ビジョン検討会の委員を中心とした10名による「京都府営水道ビジョン検討部会」を設置

2 根拠（条例等）

◇京都府公営企業の設置等に関する条例

（京都府営水道経営審議会）

第4条 審議会は、知事（京都府公営企業の管理者の権限を行う知事をいう。以下同じ。）の諮問に応じ、供給料金その他の水道事業の経営等に関する重要事項について調査審議する。

2 審議会は、調査審議のため必要があるときは、水道用水の供給を受けている市町から意見を聴くことができる。

3 審議会は、委員20人以内で組織する。

4 審議会において、専門の事項を調査審議するために必要があるときは、前項の規定にかかわらず、専門委員を置くことができる。

5 委員及び専門委員は、学識経験を有する者その他適当と思われる者のうちから、知事が任命する。

◇京都府公営企業の組織等に関する規程

（審議会の会議）

第20条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（審議会の部会）

第21条 審議会に、専門の事項を調査審議するため、部会を置くことができる。

2 部会は、委員及び専門委員をもつて組織する。

3 部会に属する委員及び専門委員は、会長が指名する。

4 部会に部会長を置き、部会に属する委員及び専門委員の互選によりこれを定める。

5 部会長は、部会の会務を掌理する。

6 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「委員及び専門委員」と読み替えるものとする。